

# 中国における失業問題の経過と対応

— 改革開放中国のアキレス腱 —

(現代中国的致命弱点)

沈 奇 志  
岩 田 龍 子

## I 社会主義と失業

失業は、市場経済のもとで、自己存立のための責任を負う諸経営体が、その雇用を低い水準に抑制することによって、自らの収支の均衡を図る結果生まれる余剰労働力が、他の経営体によっても吸収されないとき、つまり市場経済における部分均衡が、全体の不均衡をもたらすという状況の下で発生する。したがって、一つの全体として構成されている社会主義計画経済にあっては、建国以後社会主義体制が確立するまでの過渡期など、特殊な状況を除いては、理論上失業は発生しない筈である。部分均衡が全体の不均衡をもたらす事がないからである。この場合、余剰労働力を解消する上での基本的な問題は、いかに全体の均衡を図るかと言う問題に帰着する。

しかし、社会主義中国の場合、この「特殊な状況」は、解放以後、市場経済に移行する以前の時期にも、しばしば発生し、市場経済への移行後は、ますます解決の難しい問題として、時の政府を悩ませている。

話を単純化するために、今ここに100単位の労働力が存在し、50単位分の仕事しか存在しないと仮定しよう。このような事態を解決するには、2つの方法が存在する。その一つは、50単位分の仕事に100単位の労働を投下する方法である。これを「ワークシェアリング(worksharing)方式」と呼ぶことにしよう。

今一つの方法は、50単位分の仕事に50単位の労働を投下し、残りの労働を、新たな仕事に投下することである。この場合、たとえ創造された仕事での生産性は低いものであっても、これによって総生産額、ひいては、一人当たりの生産額は上昇する。これを「ジョブクリエーション(job creation)方式」と呼ぶことにしよう。

市場経済体制にあっては、生産性の低い仕事について人々の低所得を解消する事が困難なことから、これは、市場経済体制のもとでは実行が困難な方法であるが、社会主義体制のもとでは、

中央権力による分配問題の解決はそれほど困難ではない。

現実にも、こうした2つの方法は、中国社会主義体制のもとで活用されてきた。たとえば、

- (1) 国家配分の名において、労働力を組織の必要を超えて配分すること、
  - (2) 全国的規模での新たな生産増進運動を展開し、大量の余剰労働力をこれに振り向けること、
- などがそれである。

かつて、毛沢東は、「中国の人口が大きいことはきわめていいことである。これ以上何倍増加しても完全に解決する方法はある。それは生産である。」と豪語したとき、おそらくは、この第2の対策がその念頭にあったものと思われる。<sup>(注1)</sup>

毛は労働力が豊富であるほど、そして、様々の革命的スローガンによる精神の高揚に成功するほど、社会主義建設は早く進むと考えたにちがいない。あの大躍進の考え方は、こうした思考方法と一致する。大躍進は、惨めな失敗に終わり、毛自身も自己批判を余儀なくされたと言われるが、その実施における具体的な方策の失敗はともかく、「ジョブクリエーション方式」に立った方策として、社会主義的には、十分に根拠を持った方策であったと筆者は考えている。

理論的に考えると、「ジョブクリエーション方式」の方が、「ワークシェアリング方式」よりすぐれている。なぜなら、後者は、オーバースタフィングによって労働力を無意味に浪費するだけでなく、現実にならぬ、中国の国営企業で全国的規模で発生したように、仕事に対する安易な感覚を養い、勤労意欲を大きく阻害する危険をはらむものに対して、前者は、作り出された仕事での生産性がいかに低くとも、労働力の浪費や勤労意欲の喪失を招くことなく、いくらかでも生産額を上積みすることができるからである。たとえば、国家配分によって、過剰な労働力を国営工場に配分する代わりに、この余剰労働力を、鉄道・道路・新工場の建設など、有益な建設に使った場合について考えてみれば明らかであろう。しかし、現実には「ジョブクリエーション方式」を組織し実行する事は、容易ならぬ困難を伴う活動なのであろう。「神格化」された毛沢東の指令や運動によってさえも、この方式は、全国的な規模ではなかなかうまく実行できなかったことは、歴史が物語っている。このためか、中国では、都市における「ワークシェアリング方式」が、労働力過剰問題解決の主たる地位を占め、「ジョブクリエーション方式」は、むしろ、それでも問題を解決仕切れない時の補助的手段として採用されたもののように思われる。この点については、改めて詳細な検討を試みたいと考えている。

## II 建国後の失業とその救済

### (1) 解放前から引き継いだ大量の失業者

1949年、革命戦争に勝利し、政権の獲得に成功した中国共産党は、解放当時、都市だけでも400万人以上存在した失業者に職を与えるという、困難な問題に直面していた。中国共産党は革命戦争中からすでに、すべての人に職を与え平等な生活を保障することを理想に掲げ、多くの人心を得て革命に勝利をおさめた。このため、政権の安定をうるためにも、失業問題は、解決を要

する喫緊の課題の一つであった。

当時、失業者の就職問題を解決するために、政務院は1950年6月7日に『关于救济失业工人的指示』と題する文書を、また労働部は同年の7月1日に『救济失业工人暂行办法』を発表した。これと同時に、国は失業工人救济委员会を設立し、失業救济基金を設けた。こうして、定められた手続きによって失業の登録を行った失業職工は、失業救济金を与えられている。<sup>(注2)</sup>

共産党政府は経済の回復と発展を通して失業者を無くすべく、様々な努力を行っていた。このため、この時期の失業職工にたいする救济政策は、あくまでも解放前から存在した失業職工を就職させるための一時的な対策で、やがて社会主義経済体制の成立・発展とともに、これらの余剰労働力は吸収されてゆくものと想定されていた。このため、こうした救济政策は、この時期、失業保険制度にまで展開されることはなかった。

## (2) インフレと引き締め政策

しかし、長年に亘る内戦がようやく終結を見た当時、中国の経済は、ひどいインフレに見舞われており、政府は金融引き締め政策の実施を迫られていた。このため、1950年の春から夏にかけて、私営企業はいきなり金融引き締めによる経営困難に陥り、閉鎖・倒産企業が続出した。当時全国の14の大都市で2,945の工場が破産している。また、16の大都市では、半操業停止の状態に陥った商店が、9,345軒に登っている。そして、このとき失業した労働者の数は、4百万人を超えたと言われる。これは、解放当時の混乱期の失業者数にほぼ匹敵する数である。

このため人心が動揺し、この時期「失望と不満の気持ちは一部の労働者と都市の貧困者層の間に急速に広がっている」<sup>(注3)</sup>

## (3) 農村人口の都市流入

この時期、失業者が大量に現れたもう一つの原因は、経済の発展に見合わない人口の都市流入にあった。1949～1953年の5年間に、中国の都市人口は、5768万人から7826万人に増加している。これは年間平均524.5万人の増加である。その結果、都市人口の総人口への割合は、10.6%から13.3%に上昇している。このとき増えた都市人口の多くは農村から流入した人口である。<sup>(注4)</sup>

## III 失業への基本対策：戸籍の二分化と都市の単位化

こうした深刻な失業問題を克服するために採用された基本的な政策としては、二つの方向を挙げることができる。そのひとつは、農村から都市への人口の流入を抑えるためにとられた、都市戸籍と農村戸籍との峻別による戸籍の二分化と、都市の工場・職場の“単位化”である。

(1) 戸籍制度 この戸籍制度は、人口の約80%を農村戸籍に入れ、残りの20%を都市戸籍に入れて、就職や福利厚生制度等で全く異なる扱いをすることにしたものである。すなわち都市戸

籍を与えられた人々は、生まれつき国からの様々な福祉保障を受け、食料、住宅、医療、就職、老後等一生のすべてを所属する単位を通して与えられることになった。これに対して、農村戸籍の農民には、このような福祉の保障は与えられていない。

このような制度を敷いたうえで、政府は、農村人口の就職問題を、集団耕作によって解決し、これによって失業が表面化することのないように図った。

また、都市の人口に供給する食料など主な農産物は政府が統一的に買い上げ、計画的に配給し、食料市場を厳しくコントロールすることになった。都市戸籍と農村戸籍の管理制度は次第に厳しくなっていた。

(2) **職場の単位化** 他方、都市においては、国家と政府が直接管理する“単位”（職場）の中に、生産・分配・社会的管理などの権限（それは権限というよりは権力と言うにふさわしい）を集中し、多くの労働者をこれに配分して、その生活や再就職をも含めて、単位に彼らの面倒をみさせる事とした。都市における就職保障制度は、このような形で始まった。<sup>(註5)</sup>

1956年以後、すべての企業組織は国営国有単位とされ、行政組織の主管部門の厳しい管理の下に置かれた。政府は工場や官庁組織の人事採用・配置の権限を掌握し、人為的な計画に基づいて組織に労働者を送り込む就業制度を実施した。そうしておいて、組織の業務が求める以上の人員を配分することによって、失業問題が表面化しないようにつとめたために、企業組織は“三人の事五人做”（三人の仕事を五人でやる）と揶揄されるような水膨れ状態になってしまった。これは、先に指摘したように、50単位の仕事に100単位の労働力を配置することによって過剰な労働力の吸収を図る方策、すなわち「ワークシェアリング方式」の対応策であると言ってよい。このような方策が、ほとんどの国営工場や官庁組織に適用されたために、表面的には、失業問題を急速に解決するのに役立った。

1956年末になって、私有企業の国有化が終わり、経済が回復軌道に乗るにつれて、このような配分政策のもと都市における失業者は陰を潜めた。このとき、中国共産党や各国におけるそのシンパたちは、「中国には失業者はいなくなった。社会主義に失業者はいない」と世界に喧伝している。

(3) **重工業化路線の採用とその失敗** その後、重工業化路線をとった政府は、人海戦術による経済の発展計画を実行に移した。これは新たな仕事の創出によって失業問題を解決する先に指摘した第二の方策とも一致するものである。しかし、この政策によって、再び農村から大量の農民が都市に流入し、特に1958年に始まった“大躍進”の三年間には、都市人口は予想以上に増加した。1957～1959年の間に、全国の都市人口は、9千949万人から1億2千371万人に増加し、年平均1,200万人の勢いで増加した。

しかし、“大躍進”は当初政府の定めた経済目標を達成することができずに挫折し、政府は緊急に経済調整と金融引き締め政策を打ち出さざるを得なくなった。その結果、国有企業の数

1961年の1年間に2万5000、1962年には1万8000も減少した。固定資産に対する政府の投資も1960年の348億人民元から、1961年の124億人民元、さらに1962年の68億人民元へと大幅に減少している。

こうして、都市人口の就業問題は再び深刻な問題となって現れた。他方、農村では労働力の不足が深刻化し、食料生産は大幅に減少して、都市人口の食料供給にも影響が出始めた。

このため、政府は「社会主義社会には失業者はいない」という原則を守り続けるためにも、また必要な食料を確保するためにも、強硬な行政手段を取らざるを得なくなった。すなわち、1958年以後農村から都市に出てきた労働者と、家が農村にある一部の都市労働者を農村に返すこととした。これによって、都市の人口は1961年に1000万人以上も減少した。この減少分のうち、国有企業の職工数の減少分は、873万人に達した。

1962年には都市人口が1000万人以上も減少したが、このうち、850万人が農村から都市に流入し、都市で働いていた職工たちである。<sup>(註6)</sup>

“大躍進”を初めとする急速な工業化の失敗がもたらした都市における就職危機は、高度に中央集権化された政治経済体制の下で、以上のように強圧的な行政命令によって解決されることになったが、このような政策は、1978年に改革開放政策が始まるまで、中国政府による就業問題解決の常套手段であり、その後文化大革命中、1968年から1975年に見られた「上山下乡」運動による紅衛兵の農村への大量移動によってそのピークに達した。

1968年以後には、人口政策の失策と政治運動のため、都市人口の就職問題は再び深刻な社会問題と化している。

#### IV 揺れ動く人口政策と事態の深刻化

かつて毛沢東が豪語したように、人口は多ければ多いほどいいのだろうか。ローマクラブによる「成長の限界」についての指摘くらい、地球の有限性、自然環境の悪化などが、強く懸念されるようになった。しかしまだこうした考え方が知られていなかった時代、あるいは、強く意識されなかった時代、そして、生産技術においても組織技術においても、あるいは情報技術においても、まだまだ低い水準にあった当時の中国にあっては、人は建設のためのもっとも重要かつ積極的な要素であった。社会主義的に強く動機づけられ、低い生活水準に耐えながら高い勤労意欲を保つ人間が多ければ多いほど、社会主義建設が強力に推し進められると考えられても不思議ではなかった。そして、革命戦争や、朝鮮戦争における人海戦術の成功は、こうした考えを強く裏付けるかに思われた。こうした考え方は、中国政府の人口政策のあり方に強く反映していた。

1949年10月、新中国樹立の時、長年の戦争によって、農村では男子の労働力が極度に不足していた。また、多くの人民の力を動員する事によって政権を獲得した共産党の最高指導者毛沢東は、人間がいれば、どんな奇跡も作れると指摘し、“人海戦術”（人力戦術）によって、急速な工業化の夢を実現しようとした。このような考えの下に、時の政府は、積極的に人口の増加を奨励

し、その結果、育児ブームが起こった。

人口は1949年の54,167万人から1952年までの僅か3年間に、57,482万人に、平均して年間1,105万人も増加した。1953年7月には第一回の国勢調査が行われたが、調査の結果、人口は予測より1億人以上も多いことが判明した。

このような状況のもとで政府は、人口の急速な増加と経済成長とのアンバランスに気付き、同年8月に急遽『避孕及人工流産法』を発表し、避妊の強化と人工中絶の制限への緩和に取り組みはじめた。

都市の女性の場合、教育水準の向上と高率の就業のために、出生率は低下していたが、農村でのこうした効果はまだ明らかには現れてはいなかった。1953年から1957年までの4年間に、年平均2,000万人以上の新生児が生まれている。

育児制限をはじめてもない、1958年から61年に至る3年間に行われた“大躍進”運動の惨憺たる失敗とそれに伴う自然災害（人災の色彩がきわめて強い）は、深刻な食料、物資の不足をもたらした。国民の生活水準は急激に低下した。<sup>(注7)</sup> その結果、新生児の出生率は急激に低下し、死亡率は急激に上昇した。1960年における人口の自然増加率は-4.57%となっている。このとき、政府は人口抑制政策を再び緩和している。

1962年になって国民経済が回復するとともに、出生率は再び高くなり、1964年に行われた第二回の国勢調査によると、中国の人口は、69,458万人に達している。

この人口の急激な増大に直面して、政府は再び人口抑制政策を強化し始める。この頃、“一個不少、兩個正好、三個多了”（一組の夫婦に子供一人は少ないとはいえない。子供二人が丁度いい。3人になると多い）といった政府主導のスローガンが流行し、政府によって避妊具が無料で支給され、避妊手術なども無料で行われた。

1966年、“文化大革命”が始まり、政府の機能は麻痺状態に陥ったため、人口抑制政策も野放しの状態となり、このため、新生児の出生率は依然高水準を保った。

“文化大革命”が落ち着いた1971年になって、政府は再び人口抑制に力を入れ、新生児の出生を明確な数字目標として定めるようになった。その後出生率は次第に低下していった。

改革開放時代に入って間もない1979年以後、出生に対する政府のスローガンに大きな変化が現れた。それは“一對夫婦一個孩子”というもので、今日世界的に有名な「一人っ子政策」のスタートである。<sup>(注8)</sup>

中国政府の人口政策の揺れ動く流れを見ると、1979年の「一人っ子政策」の正式採用に至るまで、中国政府の人口抑制政策は、有効な政策を欠いていたと言ってよい。この先立つ時期の人口政策の失敗によって、先ず60年代の後半に都市部に深刻な就職問題を引き起こした。1966年からの“文化大革命”期には社会全体が混乱に陥り、大学や工場などすべての組織が政治運動に熱中し、中学、高校など新規の卒業生の採用は止まり、大学進学もできなくなった。

そこで、政府は“反修防修”（修正主義への反対と予防）と“縮小三大差別”（三大差別の縮小、三大差別とは都市と農村の、都市の労働者と農村の労働者、頭脳労働と肉体労働の差別をいう）

という政治スローガンの下で、1968年末から若者たちを農村に送り込んだ。これ以後、7年間の間に、1600万人に及ぶ都市の若者たちを農村に送り込んでいる。このようにして、混乱が表面化しそうなところまで深刻化していた都市の就職問題は、これによって一時的に収束した。

1978年、鄧小平を中心とした中国政府は、経済改革開放路線を打ち出した。大学受験募集制度が復活し、国有工場などによる中卒、高卒の若者への新規採用も始まった。農村に送られた都市の若者たちにも都市に戻るチャンスが与えられた。その結果、1978年からの3年間に、多数の若者たちが集中的に都市に戻り、彼らの多くが職を見つけることができないまま、“待業青年”と呼ばれていた。当時はまだ、「社会主義に失業なし」のたてまえから、失業という言葉の使用が許されないまま、これらの若者たちは、就職の機会を得ることができず、それは深刻な社会問題になりつつあった。

## V 就業保障政策の大転換と失業の増大

### 1) 就業保障政策の撤回

1978年以後、政府は、行政手段の強行によってすべての就職問題を解決するという原則を放棄した。1980年8月、就職制度は根本的に変わり、“国の統一的な企画と指導の下に労働部門が職業を紹介すること、自ら組織して企業を起こすことと、自ら仕事を探すことを結び付ける、“三結合”を原則とした就職制度に変更された。これまでのように、政府が自らの計画に基づいて、労働力を官庁組織や国有企業に配置する「国家配分」の制度は廃止された。それ以来、就職は、基本的に個人の責任となった。

この時期、就職問題の解決は、主として若者の親が在籍している単位（職場）に委ねられた。就職を個人の責任とし、それぞれの所属する単位に、この問題で若者たちを支援し便宜を図らせることにしたのである。

その主な方法としては、

- (1) 単位の人事採用において、条件が同じならば、職工の子女を優先する、
- (2) 年齢や病弱などの原因で定年にした職工の場合、その子供が採用年齢に達している場合、親の定年と同時に彼の子女を正式な職工として採用する、
- (3) 職工の子女の就職問題を解決するために、各単位が、その傘下にレストランや商店などのサービス業を起こすなどが行われていた。

そして、一人一人に就職、辞職、転勤の自由を与え、“个体戸”（自営業）や私営企業の設立も認めるようになった。

このような政策が採用された結果、これまで立ち遅れていたサービス業への投資が急速に増え、サービス業の発展をうながすとともに、このサービス業が、膨大な就業機会を提供した。

しかし、この時期、“待業青年”の就職問題に行政手段を用いた強行解決の政策をとらなかったために、こうしたサービス業の発展にもかかわらず、これまでのように“待業青年”を一掃す

ることはできなかった。こうして、社会主義中国にも失業者が存在するようになった。そしてその後の経済改革の進展によって、失業者は増加の一途をたどっている。

## 2) 失業者の急増

正式に登録された都市の失業人口から失業率を推計すると、1980年代の初めには、およそ2%前後だった失業率が、80年代の終わり、1989年には2.6%に上昇し、1996年には更に増加して3%に達している。この間、正式に登録された失業人口の数も296.2万人から1996年の552.8万人に登った。<sup>(注9)</sup>

1979年以後現在に至るまで、中国は新中国樹立後かつて無い深刻な失業問題にみまわれている。その主な原因としては、次の事情をあげることができる。

(1) もっとも根元的な原因としてまず挙げておかなければならないのは、解放以後1979年に至る人口政策の失敗である。すでに述べたように、改革開放以前の人口政策の失敗で急増した人口のために、政府は若者たちに職を与えるという難問を、繰り返し突き付けられていた。

改革開放以後は、一人っ子政策の厳しい適用のもとで、出生率は著しく減少してきているが、この政策の採用以前に生まれた人口が、今労働年齢に達しつつあり、これが深刻な就職問題を引き起こしている。様々な資料が示しているように、1991～1995年の間に、新規労働力として登場した人口は、年平均1800万人、1995～2000年までの間には、それが年平均2100万人にもおぼと見られている。毎年定年や労働力喪失で自然に減少してゆく労働者約850万人を差し引いても、年々増加する新規労働力は1250万人に達する。2000年以後の労働力の増加もかなり深刻な問題である。<sup>(注10)</sup>

### (3) 経営改革と経営の自己責任

深刻な失業問題を生み出した第二の理由として、一連の経営改革とその結果生み出された経営の自己責任の原則を挙げておかなければならない。すなわち、先に見たような急激な就業年齢人口増加のなかで、平等より効率を重視する市場原理を社会の基本原則として承認し、国有企業にも経営責任を負わせる経営改革を行ったことである。

1979年、経済の回復と発展を第一に考えた政府は、外国に門戸を開き、外国資本を受入れることに決定した。それにともなって、先進的な技術・設備と管理技術を持つ外国企業は、経済原理に基づく激しい競争を中国に持ち込んだ。

これに対して政府は、周知のように1979年、国有企業がこうした競争に生き残り、国の経済発展の柱になれるよう、都市の国有企業を中心とした経済改革を始めた。

企業経営と行政管理の分離、企業の自主権の拡大、請負制、企業の株式会社への改造など一連の企業改革の実施によって、国有企業は人事採用、利益配分など経営に必要な権限を獲得すると同時に、経営存立の責任を負うことになった。このようにして、計画経済における一管理単位であった国営の工場は、市場経済のもとで活動する「企業」へと変身した。

こうした改革の一環として、政府は、1983年、一部の企業で、職工、職員の契約制という新



しい人事制度の実験を行っている。

さらに、企業経営の活力を高めるために、1984年5月には、生産・経営計画、労働・人事、給与とボーナスなどの決定における企業の権限を拡大している。<sup>(注11)</sup>

人事権の一部と給与・ボーナスの配分権を企業に委譲することは、これまでの就業保障制度改革の重要な一步となった。採用、解雇などに関して認められた企業の人事権が厳格に守られると、政府側からの一方通行によるこれまでの就業制度は通用しなくなる。

1984年以後、様々な経営責任請負制が現れ、企業は経営責任を問われるようになった。契約雇用制の実験が始まって三年後、1986年7月に、國務院は四つの暫定規定を発表し、国営企業の労働人事制度改革に乗りだした。この4つの暫定規定というのは、『国営企業実行労働合同制暫行規定』、『国営企業招用工人暫行規定』、『国営企業辞退違紀職工暫行規定』と『国営企業待業保険規定』である。1987年から、これらの規定にもとづいて、人員の合理化、整理整頓を進め、5万社以上に及ぶ全国の国有企業で働く1500万人を対象に、労働契約制を推し広げていった。<sup>(注12)</sup>

これら一連の改革の持つもっとも重要な意味は、

①契約制の普及によって、従来主管部門の行政的な手段による労働人事管理制度の下に存在した労働者と企業・国家との間の人身的な依存関係が、企業と労働者の間の契約関係に切り替えられたこと、

②企業に採用などの人事権を、労働者に職業選択の自由を与え、同時に、就職制度に個人間の競争を取り入れたことである。

こうして、国有企業は、「法に基づきつつ自主的に経営され、独立採算の単位としてその経済責任を負う、社会主義の経営組織である」ということになった。<sup>(注13)</sup>

これによって、国有企業の職工たちは、以後、解雇され、職業を失うことがあり得るし、また、職業選択の自由のもと、個人の都合で退職して別の職についたり、さらにはこの新しい職業にうまく適応できずに、職業を失うこともあり得る存在となった。

1986年12月、新中国の樹立以後初めての『破産法』が発表された。1986年8月、中国で初の破産とされる沈陽防爆機械廠の破産・閉鎖が行われた。このとき初めて失業救済金が支払われている。<sup>(注14)</sup>

赤字の国有企業に対する中国政府による赤字補填はなくなり、国有企業と言えどもその存立が困難な場合には、その企業を破産をさせることになった。このことは、国有企業の職工と言えども、失業する可能性が十分にあるということを示唆している。統計によれば、破産を申請して認められた企業は、1989年の98社から次第に増加して1996年には6232社に達している。

中国企業破産立件数

|    |      |      |      |      |
|----|------|------|------|------|
| 年度 | 1898 | 1990 | 1991 | 1992 |
| 立件 | 98   | 32   | 117  | 428  |
| 年度 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 |
| 立件 | 710  | 1625 | 2385 | 6232 |

附 記

この表については、若干の説明が必要である。中国では、企業が行き詰まっても、勝手に破産を宣告する事は認められない。この表に掲げた数字は、裁判所に立件され、破産を認められた企業の数であって、その背後には、他の市場経済社会ならば当然倒産するような企業で、しかも破産手続きに入れない膨大な数の企業が存在しているということである。<sup>(注15)</sup>

## VI 政府や国有単位に対する根強い依存心理と職業意識

### 1) 政府・国有単位への依存

共産党政府は、解放以後すべての国民が生活できるように様々な努力をしてきたし、またそれが社会主義の優越性だと考えてきた。このため、都市では就職保障制度によって、労働年齢に達した新規卒業生を計画に従って国営企業に配分することになっていた。深刻な失業問題を抱えるとき、このシステムは、勢い過剰な労働力の配置による問題の解決を志向する傾向をはらんでおり、組織の水脹れ体質を生み出す。そして、経済が発展し、企業の業務が増加すれば、その過剰人員は、自ずから解消するはずであった。これは、先に述べたわれわれのいう「ワークシェアリング方式」である。しかし、この考え方は、経済の停滞によって、予想されたようには機能しなかった。のみならず、その人員の吸収力には、自ずから限界があった。

そこで、都市労働力のすべてを吸収できない状態になった時、政府は、第2の考え、すなわち「ジョブクリエーション方式」に立った策として、政治的キャンペーンによって若者を農村や辺境地帯に送り込み、集団労働に従事させることで何とか仕事を持たせようと図った。農村では、労働年齢に達した若者が集団労働に参加する権利をあたえられ、それによって自分が生活できるだけの食料を与えられることになっていた。

自然災害を受け、国家の救済物資が不十分な場合でさえも、農民は都市で乞食をすることを厳しく禁じられた。極少数の人が人の目を盗んで都市に出たが、結局警察に掴まって田舎に送り返されることになる。運が悪いと、村で共産党幹部に始末書を書かされたり、政治運動の真っ最中であれば、格好の餌食として批判会に引っ張り出されたりすることになったりした。

1979年迄の中国では、人民に食を与える責任はすべて政府、共産党にあるという意識が根強かった。このため、都市では国営企業の赤字は財政で埋められたし、農村では年々農民自身の食料さえ十分収穫できない地域が、何十年にも亘って政府から食料を支給され続けてきた。

このような環境の中で、人々は、政府を頼りきり、自分の責任において努力するという思考習慣と現実的な努力が次第に薄れていったのはやむを得ない仕儀であったといえよう。

1979年以後、改革開放時代に入った中国でも、政府は常に共産党のリーダーシップと社会主義を堅持すると強調している。このため人々のこころのなかには、政府依存の気持ちが根強く残り、改革が行われても、自分の生活が依然として政府によって守られることを、期待してきた。

## 2) 新事態への職業意識の適応

しかし、改革開放の進行と政策の変化に連れて、政府に対する意識も次第に変わってきている。人々は、個人の生活が政府だけの責任ではなく、また政府が個人の生活をすべて保障してくれるものではないことに気付き、遅まきながら自ら努力をし始めた。

しかし、他方、都市部の人々のなかには、自立の苦勞に堪えられず、初めから努力を放棄する者も現れている。かれらは、共産党が人民を見殺しにするようなことはできないと夢見ている。

ある統計によれば、“下崗”職工のうち、11.5%は自らの努力によって何らかの形での再就職を実現している。諦めず就職に努力していた人は25.0%であった。そして残り63.5%の人々は政府が仕事を世話してくれることを強く希望していた。

また、失業した職工や“下崗”職工の大多数は、まだ国有企業や国有単位を強く希望している。そのために再就職先がなかなか決まらないといった現状がある。<sup>(注16)</sup>

北京市の労働組合総会の職業紹介所が行った1997年3月の調査では、86.4%の“下崗”職工は国有単位を希望しており、47.0%の“職工”は元の単位に戻ることを希望していた<sup>(注17)</sup>

近年、都市の下崗職工や失業労働者の増加は最も深刻な社会問題になっているが、この問題の解決の難しさは以上指摘したような労働者の側の就職意識の変化の遅れにもある。

吉林省のある調査に依れば、“失業などの危機に襲われる時はどうするか”という質問に対して、“68%の回答者は“組織に頼る”と答え、残りの32%の人が自分で解決する”と回答している。しばしば新聞や雑誌に載せられたこうした統計などからも、労働者の意識が、問題の解決を遅らせている事情の一端をうかがうことができる。

また、広州市では、国有や集団所有制の企業で働いている農村戸籍の労働者が28万人にも達しているのに、1996年6月末に仕事を見つけることもなく失業保険をもらった職工が8万人いた。<sup>(注18)</sup>

同じ時期に、全国で“下崗”職工の人数が最も多かった黒龍江省のハルビン市は“下崗”職工が10万人いたが、外来の出稼ぎ労働者が30万人にものぼっている。<sup>(注19)</sup>

このように下崗職工が再就職をためらう理由の一つとしては、ひとたび再就職をすると、国有企業には戻れなくなるという事情も絡んでいる。

## Ⅶ 労働者の教育水準の低さと就業問題解決の困難

中国では解放以後、都市では殆どの児童が中卒以上の教育を受けられるようになった。しかし、政府は工業大国の実現をめざしており、勢い投資が重工業に偏っていた。このため、教育投資は国民総生産の3%前後に止まっており、世界の平均的水準よりかなり下まわっている。先進国の教育投資がその国民総生産に対する比率は、平均6.5%前後に達しており、発展途上国の場合でも、その平均比率は4%となっている。<sup>(注20)</sup>

中国では、私立学校の開設・運営が認められていないため、小学校から大学院までの教育の費用がすべて国の負担となっている。このため、財政上の制約から、勢い学校の数に限られてくる。

また、政治運動の繰り返し、特に“文化大革命”が始まってからの十年間、大学への入試制度が廃止され、高校卒の多くの若者の大学への進学ルートが閉ざされた。新規卒業生は学校での成績に関係なく、誰でも国営企業に就職できる一方、学歴を問わず、勤め先から推薦された職工が大学に入学することになった。実際、大学では有名な教授が農村に行かされ、労働改造の対象にされたりしていた。正式な授業はなく、職場から推薦されて大学に入学した大学生は、一定時間が経過すると、卒業証書を授与されて、元の勤め先に戻るようになっていた。

また、農村での教育費は、財政からの一部の補助金以外、地方政府に任せることになっていた。しかも、解放以後、急速な工業国の建設のために、数少ない短大や大学以上の卒業生は人材と見なされ、殆ど都市に残された。このため、都市より条件の厳しい田舎では、短大卒以上の学歴を持つ先生を迎えることが困難であった。貧しい地域では、最小限の校舎や設備のない学校も珍しくなかった。最小限の教科書の代金さえも払えない農家も多かった。

改革開放以前は、いうなれば「政治の季節」で、この時期、教育は政治的配慮を第一としていた時代なので、実際小学校から大学まで、政府主導の絶え間ない政治運動の影響で、まともな教育を行うことができなかった。例えば、中国の小学校でも、年間一定の重要な科目に合格できない場合、留年することになっていた。しかし、現実にはこれは単なる建前にすぎなかった。<sup>(注21)</sup>

文化大革命の間に狂った社会の秩序は、改革開放以後徐々に回復した。この間、政府も教育の重要性を改めて認識し直し、中学校卒業までの9年間の義務教育を実施した。しかし、この義務教育は強い経済力と有力な法律で守られていないため、現実の中国ではまだ多くの子供たちが実際には入学できないでいる。特に貧困な地域では、一世帯の子供の数が全国の平均数を大幅に超えているので、子供の就学の問題が深刻となっている。

ある統計によれば、国民全体の平均教育年数は、僅か5.5年である。国勢調査によれば、文盲、半文盲の人口は、1991年には約1.8億人、1994年には約1.4億人であることが分かっている。<sup>(注22)</sup>

また別の統計によれば、国民全体の平均教育年数は5年に満たない。文盲、半分盲は全人口の15%、農村人口の40%に達している。現場労働者の80%は中学も卒業していない。25歳以上の

人口の中で短期大学以上の学歴を持っている人は総人口の僅か1.1%である。これを同時期の諸外国についてみると、米国32.2%ソ連10.5%インド2.5%となっている。<sup>(注23)</sup>

また、高度の教育を受けたものについてみると、短期大学以上の教育を受けたものは人口の僅か0.86%、高校教育を受けたものでも人口の僅か6.9%にすぎない。<sup>(注24)</sup>

こうした中国の教育水準の低さは、重工業化の道を歩もうと努めてきた中国にとって、その就業問題の解決に特有の困難を突きつけている。それは、いわば、壮大なスケールで広がっている労働力のミスマッチであるといえるかもしれない。

80年代に始まった“希望工程”と呼ばれる運動は、国の内外に呼び掛けての募金活動を行い、その経済的援助によってすべての子供、特に貧困地域の子供たちに教育を受けさせようというキャンペーンであった。

## VIII 失業保険制度の成立とその主な内容

国民のすべてに、国の責任において就業の機会を与えたとした、解放以後の方針が大きく転換され、所属する単位の支援を受けつつも、個人の責任で就職口を見つけることになった改革開放期には、先に指摘されたさまざまな原因によって、それ以前にもかなり深刻な様相を呈していた失業問題が、いっそう深刻な問題として、現れつつある。こうした状況のもとで、失業保険などによる問題の社会的な解決が急務となっている。次にその状況について見よう。

### 1) 失業保険の成立とその内容

1991年正式に登録された失業者は352.2万人、失業率は2.3%であった。1996年、正式に登録された都市の失業者は552.8万人、失業率は3%である。しかし、これらは、下崗職工を含まない、いわば失業者としての「権利」を認められた登録失業者の数である。現実の失業状態を把握するためには、この数に下崗職工の数を加えなければならない。実際、都市の「企業内失業者」を含めて計算すれば、都市の失業率は15%にも上り、その数は、約2,000万人に達する。都市の労働力の余剰率は26%と推計されている。<sup>(注25)</sup>

また、1998年の初めまでに“下崗”された職工の数は、1150万人と推計されている。<sup>(注26)</sup> また、農村における余剰労働力は、約1.2億人に登る。

### 2) 失業保険制度の成立

1986年に7月12日に「国営企業職工待業保険暫行規定」が発表された。この時期には、まだ“失業”そのものの存在は認められていなかった。その後、政府は「国営企業職工待業保険暫行規定」の内容をさらに修正、補充した上で、1993年4月12日に「国営企業職工待業規定」を実施した。<sup>(注27)</sup>

1993年11月に開かれた党の十四回大会で、社会主義市場経済体制の確立を経済体制改革の目

標とすることになり、労働力の供給と需要も市場を通して調節することになった。さらにこのとき“待業”は失業で、“待業保険”は失業保険であることが明確にされた。

これによって、これまでの「国有企業職工待業保険制度規定」は、1994年からは「国営企業職工失業保険制度規定」に変わった。1999年1月22に新しい「失業保険条例」が実施するまで行われていたこの「国有企業職工失業保険制行規定」の主な内容は次のとおりである。

### 3) 失業保険制度の内容

失業保険はすべての国有企業に適用される強制加入保険で、各省、自治区、直轄市の範囲で統一調整される。その保険料は「国営企業職工待業保険制度暫行規定」では全職工の標準給料（つまり基本給料）総額の1%が所得税の納税の前に支払われることになっていた。

しかし、その後、様々な付加給などのために、国営企業の職工が受け取る標準給与の現金収入に対する比率が次第に小さくなってきている。例えば、1978年、標準給料の現金収入への割合は85.7%、1987年になると、それが61.3%に減り、1988、1989、1990年になると、さらに56.1%、54.2%、55.7%に落ち込んだ。このような状況の中で、「標準給与の1%」は次第に不適切な保険料率となったため、「国有企業職工待業保険制度規定」では、保険料は国有企業の職工の現金給与総額の0.6~1%に変わった。<sup>(注28)</sup>

この認められた幅のなかで、具体的な割合は各省、自治区、直轄市が保険金の運営状況によって決めることになっている。それでもなお保険料が不足な場合には、地方の財政からの補助金によって埋め合わせることになっている。

今のところ、中国では、失業保険金は失業救済金と呼ばれている。中国では失業保険料が集められる範囲は主に国有企業に限られ、また、職工の現金給与総額の1%までである。また、国有企業の不景気で保険料が集まりにくく、地方政府からの財政援助も不足しがちでかつ不安定である。

#### ① 失業救済金の受給資格

失業救済金を受領する者は、次の項目のいずれか一つに該当するものである。

- 1 「企業破産法」に基づいて破産を宣告された国有企業の職工。
- 2 破産に瀕し、法的な整理整頓期間中に解雇された国有企業の職工。
- 3 労働契約の中止または解除のため、失業した国有企業の職工。
- 4 解雇された国有企業の職工。

さらに1993年の『国有企業職工待業保険規定』では、この『暫行規定』の四つのケースに加えて、次のようなケースも失業保険を受けられることになった。

- 5 国家の規定に基づき、解散、閉業された国有企業の職工。
- 6 国家の規定に基づいて、操業停止をされた国有企業を解雇された職工。
- 7 法律や各省、自治区及び直轄市の人民政府の規定による失業保険に該当する国有企業職工。<sup>(注29)</sup>

## ② 失業保険料の使途

企業から集められた失業保険料は次のように使われる。

- 1 国有企業の失業職工の失業救済金。
- 2 失業救済金の給付を受けていた国有企業の失業職工の医療費，葬式手当て及びその他の被扶養直系親族の救済金。
- 3 失業の職工の職業訓練費。
- 4 失業職工の生産自立費（開業費）。
- 5 失業保険金の管理費。
- 6 各省，自治区，直轄市の人民政府の許可で失業職工の生活困難の解決とその再就職の助けに必要な費用。

## ③ 失業救済金の受給期間

失業救済金は失業するまでの国有企業での持続勤務年数が1年以上5年以下の職工の場合，最大限12か月失業救済金の給付を受けられる。持続勤務年数が5年以上の場合，最大限24か月である。

失業救済給付の期限が切れてもまだ再就職できない失業者は社会救済を受けることになる。失業の間，政府の職業紹介所の紹介を2度以上拒否する者は失業救済金の給付を中止される。<sup>(注30)</sup>

失業救済金額は「暫行規定」では各省，自治区，直轄市の民政庁が一般の社会救済金の月額の120～150％の割合で具体的に決める。<sup>(注31)</sup>

## 4) 失業保険の普及状況

1998年全国で失業保険に加入した人数は7927.9万人，失業保険料は68.4万人民元である。158.1万の失業者，企業の経済困難な職工の一回（一時）救済金に支払われた失業保険救済金は51.9億人民元である。<sup>(注32)</sup>

## 5) 失業保険制度の問題点

(1) 失業保険制度は目下主に国有企業と一部の集団所有制の企業の間で行われている。これ以外の所有制の企業の間には普及していない。また，失業保険に加入した国有企業と集団所有制の企業の中で，会社の中での失業すなわち“下崗”された多くの職工たちは企業から生活費を支給されていないし，失業者としても認められないため，失業手当も支給されない。

また，80年代以来，都市へ出稼ぎに出ている農村戸籍の労働者は，普通臨時労働者として雇われていて，何時解雇されるか分からない不安を抱えている。彼らが失業した場合，農村戸籍という理由で，失業救済金の給付は受けられない。このことは，国有企業の徹底した人員削減・合理化と労働者の合理的な移動を大きく妨げている。農村戸籍労働者の解雇が深刻な社会不安を生み出すと考えられるからである。

(2) 失業保険料は主に国有企業や一部の集団所有制企業だけが支えているので、集まる資金は非常に少ない。目下、失業基金は主に加入した企業の職員の現金収入総額の0.6~1%に当たる保険料と保険料の貯蓄で得た利息である。失業基金が不足する場合、地方政府が穴埋めすることになっているが、実際十分な財政援助を受けられることは希である。また、現行の制度では、労働者個人は保険料を支払わない。このような限られた失業保険料では、失業者の最低生活さえも支え切れないのが現状である。

(3) また、労働部の統計によれば、「下崗」された職工は1997年末現在1150万人に達している。彼等は失業者として認められておらず、失業保険を受けることができない。また、このために「生きている」企業も、徹底した人事の合理化・整理整頓を行えない。その結果、巨額の人件費の支払いに絶えず悩まされている企業も多い。

他方、保険料の不足が常に指摘されながら、不思議なことに失業保険料はまだかなり残っていることが毎年の政府筋の統計で分かる。

(4) 失業保険の管理機関のなかには、集まった失業保険料を他の活動に違法に投資し、その結果大きな損失を被るものも少なくない。国家の規定により、失業保険料は国債の購入や国有銀行への預金などでその価値の増殖を図ることができるが、これ以外の投資により、保険料の価値増殖を図ることが禁止されている。しかし、失業保険の管理機関の一部の役人は、このような規定を無視して不動産や株などに投資したりする。

財政部は1996年に10省、自治区、直轄市の54の社会養老、失業保険機関を中心に調査を行った。それによると、1992~1995年の間に、国家の規定に違反して使用された金額は62.33億人民元にのぼっていることが分かった。<sup>(注33)</sup>

しかし、中国の経済の行き先は不透明な部分も多く、またその周期的な変化も激しいため、不動産の価値の変動はかなり大きい。また中国株式改革の歴史はまだ浅いので、上場国有企業の経営も旨く行かないことが少なくない。このため投資のリスクは極めて高い。

このようなリスクを承知の上で一部の失業保険管理機関の役人は危険な投資をおこなっているといわれる。しかも、彼らの投資の目的は、私腹を肥やすことにあり、保険料の増殖のためではないことが多い。もしも、投資に成功したら、その増殖部分は失業保険管理機関の役人や職員などに利益をもたらすと見られている。また、かなり大きな投資に失敗しても、投資を行った役人の責任が厳しく問われることはない。

許し難い極端なケースとしては、公のお金を指定されない金融機関に移して個人の名義で貯金し、その利息を着服するなどの不正がおこなわれていることが報告されている。

(5) 失業救済金の金額が非常に低く、失業者とその被扶養者の最低限の生活さえ守ることができない。1995年、再就職の促進費を含む失業救済金は約15.1億人民元であるが、失業救済金の給付を受けた失業者が261万人で、一人当たりの平均年額は約578.54人民元である。1995年の全国企業の給料の平均年収は5,500人民元である。失業救済金は職員の平均年収の10.52%に過ぎない。<sup>(注34)</sup>



こうした失業救済金では、失業者とその家族の最低限の生活さえも維持できない。失業救済金の金額をかなりの程度高めることなくしては、失業保険制度そのものが、意味を持たない。

(6) 集まった失業保険料の年間支出のうち失業救済金と再就職の促進費にたいする管理費の比率が高い。例えば、1995年失業保険金の支出は18.9億人民元である。この中で失業救済金と再就職の促進費は15.1億人民元で、失業保険金の管理費は3.8億人民元で、失業保険金の年間支出の20%以上である。<sup>(注35)</sup>

(7) 中国の失業保険金は主に市の範囲で統一、徴収されることになっているので、社会保険としての調整機能は限られている。現実には比較的に経営状態のいい企業が多い地域、新しい工業都市では、失業保険料がより多く集まるし、保険金の余裕もある。しかし、経営不振の企業を多く抱えている都市、伝統産業を中心とした都市では、失業保険料の支払いの滞納や未払いなどの問題で、失業保険料の徴収が非常に困難なこともある。また、このような地域こそ、失業者が多くなり、失業保険救済金の不足問題が深刻になりつつあることも多い。

政府機関が発表した失業保険料の徴収と失業救済金に関する統計はすべての都市を一括して計算されている。これでは、現実に失業保険料の徴収やその使用をそれぞれに任された各地域の問題点は見えなくなる。政府のこれら統計では、いつも保険金の残りの積立金には余裕があるため、つい楽観的な見方に傾いてしまいがちである。中国政府は各都市のこのようなアンバランスを十分に把握・理解している。このため、失業保険制度の社会調整機能をさらに拡大するために、すでに統一案が作り出され、時間を掛けて、この問題を徐々に解決する動きが出始めている。

(8) 失業保険制度の中で失業者と認められたものの他に、失業者とは認められていない失業職工が多数存在している。確かに失業保険制度で失業者と認定されたもの数は増えている。しかし、また、「下崗」と呼ばれる職工は近年さらに急速に増加している。彼等の多くは長い間基本的な生活費さえも支給されていない。しかし、かれらは、失業保険制度で失業者と認められていないため、失業保険制度の恩典に浴することができない。

中国経済の柱である国有企業の多くが、今日深刻な経営難に陥っているとき、失業保険金給付の能力がまだまだ十分でないために、失業者をできるだけ出さないよう、政府が裏で国有企業に圧力をかけている。このため、国有企業は経営の状況に応じた厳しい人員整理が困難となっている。国有企業は、やむをえず、余剰の人員に対して、「割引基本給付きの無期休暇」を与えて家に帰らせる政策をとっている。

ある統計によれば、1996年における国有企業職工の年間平均給与収入は6,280人民元、職工の人数は10,949人である。仮にその10%が余剰人員であるとすると、企業が彼らに一年間支払った給与の総額は1,375億人民元となる。

失業保険救済金の水準では、最初の一年間の失業保険救済金月額は200人民元である。仮に10%の余剰人員をすべて失業者に認定するとすると、これに支給される一年間の失業保険救済金の総額は515.6人民元となる。<sup>(注36)</sup>

このような事態は、失業保険料を徴収された企業にとっては、いわば2重の負担であり、非常

な重荷となっている。

このような問題点の他、また、失業者の再就職に役立つ訓練費の不足など改善されるべき点は多い。

以上の問題を改善して、よりよい失業保険制度を作るために、1998年12月26日、国務院は、その第11回常務会議において『失業保険条例』を議決した。それは1999年1月22日に公式発表され、実行されることになった。それによって、改善された主な内容は次の通りである。

- ① 都市の企業単位と事業単位とその職工はこの条例により失業保険料を納めること。ここでの都市の企業単位は国有単位、集団所有制企業、合資合弁企業、私営企業およびその他の企業である。
- ② 国務院の労働保障行政部門が、全国の失業保険を取り扱う。
- ③ 都市の企業単位と事業単位は、その職工の給与総額の2%を失業保険料として納め、職工は給与の1%を保険料として納める。
- ④ 省、自治区は失業保険調整金（調整金）を作って、省内、自治区内で調整することができる。
- ⑤ 失業保険金は地元の決められた最低給料より低く、都市の住民の生活保障水準より高いこと。
- ⑥ 農民の契約制労働者の場合失業保険料を払わないが、勤務年数が満一年以上の場合、雇用する企業が失業保険料を払ったならば、一時的な生活手当が支給される。

## IX 経営効率化と失業：中国のディレンマ

失業問題の根本的な解決は、産業を発展させ、仕事の量を増やし、労働への需要を増加させる以外にない。ワークシェアリングは、あくまでも補助的・一時的方策でしかないからである。

しかし、毛沢東時代のように、余剰人員を強権的に新たな産業に振り向け、配分の問題は別途解決するという方策は、市場経済化した今日、その実行は不可能であるといつてよい。

もしそうであるならば、中国企業が国際競争力を身に付け、輸出の増大、輸入の減少、中国企業にとっての、国内市場の拡大を図る以外、根本的な解決への道はない。

そして、中国の企業が、生産力を高め、国際競争力を身につけるためには、余剰人員の削減や勤労意欲を高める、経営の合理化・効率化が不可欠であり、こうした経営の効率化は、技術の革新などによって、余剰の人員をますます多くつくりだし、余剰人員の削減は、一時ますます多くの失業者を生み出さずにはおかない。

中国企業が現在なお多くの余剰人員を抱えており、しかも、その減量に対して、あまり失業を生み出さないようにとの配慮から、さまざまな政治的な圧力がかかっているとすれば、それは、問題解決の方向に逆行するものとなりかねない。

とは言え、増大する失業者、潜在的失業者の生活を守ることができなければ、中国の社会そのものが、混乱に陥りかねない。中国政府の当面する矛盾は深刻である。失業保険制度を初めとする適切な社会保険制度の構築が重要な意味をもつと考えられる。

中国の失業保険制度はその歴史がまだ浅い。まだ様々な解決していない問題、すぐ解決できない問題が数多く残っている。これからの市場改革の進行に伴い、徐々に整備され、中国の市場経済改革により一層積極的な役割を果たすように、精力的な整備が図られなければならない。

注

- 1 「唯心歴史観的破産」『毛沢東選集』合訂本 1400-1401 頁（人民出版社 1964年）
- 2 郭慶松・楊光『市場経済条件下中国失業保険制度研究』中国人民大学書報資料中心 復印報刊資料『社会保障制度』1997 年 5 期 39 頁。
- 3 1952 年になっても、全国の都市の失業者はまだ 376.6 万人、失業率は 13.2%であった。
- 4 李培林「老工業基地の失業治理：後工業化和市場化」『社会学研究』1998 年 4 期 1 頁）
- 5 単位の機能については、岩田・沈『国際比較の視点で見た現代中国の経営風土—改革開放の意味を探る』（文真堂 1997）第 4 章参照。
- 6 李培林「老工業基地の失業治理：後工業化和市場化」『社会学研究』1998 年 4 期 2 頁）。
- 7 その悲惨な姿については、辻康吾編『現代中国の飢餓と貧困』（弘文堂、1990）
- 8 張萍『中国婦女の現状』紅旗出版社 151～152 頁 1995 年
- 9 姚浴群「改革中の何時業与再就業問題」『労働経済与人力資源管理』1998 年 8 期 38 頁
- 10 何鎖柱・和春雷「關於我国失業保險的幾個問題」『労働経済与人力資源管理』1997 年 2 期 62 頁
- 11 國務院が発表した文書『闡透進一步擴大国营工業企業自主權的暫行規定』による。韓淑梅『現代経営管理全書』企業管理出版社 1995 年 1188 頁参照。
- 12 袁方「中国就業問題和労働制度改革」復印報刊資料『労働経済与人事管理』1993 年第 1 期 26 頁
- 13 韓淑梅『現代経営管理全書』企業管理出版社 1995 年 1262 頁
- 14 劉雲「論在不設立失業救済制度条件下实行強制就業的必要性与可行性」復印報刊資料『体制改革』1993 年 10 月 54 頁
- 15 顧昕「單位福利社会主義与中国的“制度性失業”」『労働経済与人力資源管理』1998 年 9 期 47 頁
- 16 中国には主に二種類の失業がある。一つは勤め先を失った本当の失業者である。もう一つは籍を勤め先（単位）に預かったまま、仕事をもらえなくなり、極僅かの生活費をもらうか、あるいは全くもらっていない職工たちである。彼らは、“下崗”職工と呼ばれている。
- 17 顧昕「單位福利社会主義与中国的“制度性失業”」『労働経済与人力資源管理』1998 年 9 期 49 頁
- 18 葛延風・樊立宏「影響職工再就業的体制反思」『労働経済与人力資源管理』1997 年 2 期 p53
- 19 顧昕「単福祉社会主義与中国的“制度制失業”」『労働経済与人力資源管理』1998 年 9 期 48 頁
- 20 注現代企業教育制度与成人高等教育改革課題組「人力資源開發：緊迫的時代課題」『労働経済与人力資源管理』1998 年 8 期 5 頁
- 21 その極端な例として、筆者の同級生のひとは、一年から卒業迄の全期間をつうじて、国語と算数がすべて 0 点であったにも関わらず、留年する事もなく卒業している。
- 22 現代企業教育制度与成人高等教育改革課題組「人力資源開發：緊迫的時代課題」『労働経済与人力資源管理』1998 年 8 期 5 頁
- 23 趙鳳敏「我国人力資源整体素質亟待提高」『労働経済与人力資源管理』1999 年 7 期 87 頁
- 24 陳端計「“九五”後期中国就業問題的難点与对策」復印報刊資料『労働経済与人力資料管理』1999 年 7 期 23 頁
- 25 顧昕「單位福利社会主義与中国的“制度性失業”」『労働経済与人力資源管理』1998 年 9 期 46 頁
- 26 于弘文・孟燦文「降低我国失業率水平的对策探討」『労働経済与人力資源管理』1997 年 9 月 29 頁
- 27 王車失豪「我国失業保險制度的完善」労働経済与人事管理 1993 年 10 期 45 頁
- 28 郭慶松・楊光「市場経済条件下中国失業保險制度研究」中国人民大学書報資料中心 復印報刊資料『社会保障制度』1997 年 5 期 40 頁

- 29 郭慶松・楊光『市場經濟条件下中国失業保險制度研究』中国人民大学書報資料中心 復印報刊資料『社会保障制度』1997年5期39, 40頁
- 30 文武『中国社会保障制度問答』企業管理出版社1996年10月172頁
- 31 文武『中国社会保障制度問答』企業管理出版社1996年10月172頁
- 32 労働和社会保障部国家統計局『1998年労働和社会保障事業發展年度統計広報』復印報刊資料『社会保障制度』1999年8期28頁
- 33 江正銀「建立社会保障基金財政專戶的實質是加強財政監督」中国人民大学書報資料中心 復印報刊資料『社会保障制度』1997年6期26頁
- 34 郭慶松・楊光「市場經濟条件下中国失業保險制度研究」中国人民大学書報資料中心 復印報刊資料『社会保障制度』1997年5期40頁
- 35 郭慶松・楊光「市場經濟条件下中国失業保險制度研究」中国人民大学書報資料中心 復印報刊資料『社会保障制度』1997年5期40頁
- 36 夏傑長「失業保險, 国家仍要挑大梁」復印報刊資料『社会保障制度』1999年3期26頁